

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年4月まで

社会保険庁の記録では、昭和47年9月から48年4月までの保険料は免除期間となっているが、47年5月から48年4月までの国民年金保険料を追納した領収証書を所持している。

社会保険事務所では、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるが、その後還付済みとなっているとの説明であった。還付金を受け取った記憶は無く、昭和47年4月から同年8月までの保険料は還付、47年9月から48年4月までの期間は保険料納付期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料が納付済であることが確認できる。

また、社会保険事務所の特殊台帳及び国民年金保険料還付整理簿には、申立期間の保険料を昭和56年6月に還付したことを示す記載があるが、申立人が厚生年金保険に加入していたのは申立期間のうち、47年4月から同年8月までの期間であり、47年9月から48年4月までの期間については、当時、申立人の夫も国民年金被保険者であることから、申立人については、国民年金の強制加入となる期間であるため、納付済みであった保険料を還付する合理的理由は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から同年8月までの期間については、社会保険事務所の特殊台帳及び国民年金保険料還付整理簿に、当該期間の国民年金保険料が還付されたことが、還付期間及び還付金額ともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険

料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年3月までの期間、58年10月から59年3月までの期間及び61年6月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から54年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和61年6月から62年3月まで

Aをしていた兄のところで働くため、昭和54年5月にB市に転入した際、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は兄夫婦が給料から差し引いて納付していた。

その後、社会保険庁の記録で、申立期間の国民年金保険料が未納期間とされていることを知り驚いた。自分は国民年金保険料の納付金額もわからないが、兄夫婦が申立期間を含め絶対に納付してくれているはずであるから、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の兄夫婦のうち兄は既に死亡しており、兄嫁は、夫婦の保険料に合わせて申立期間以外の申立人の保険料を納付しているものの、申立期間の国民年金保険料は納付していないと供述している上、申立人が申立期間を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄嫁は、自身の申立期間①に係る保険料を納付しているが、夫である申立人の兄の国民年金手帳記号番号払出前の期間である申立期間①

の国民年金保険料を過年度納付しておらず、夫の保険料を納付せずに、義弟の申立期間①の保険料を過年度納付するのは不自然である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄夫婦も当該期間の保険料は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。